

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則新旧対照表

平成 25 年 2 月 19 日
福岡県公安委員会規則第 1 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(風俗案内業開始届出書及び変更届出書の添付書類)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 3 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 青少年でない未成年者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u>で風俗案内業に関し法定代理人の許可を受けているものにあつては、<u>その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)</u>を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 5 条～様式第 15 号 (略)</p>	<p>第 1 条～第 3 条 (略)</p> <p>(風俗案内業開始届出書及び変更届出書の添付書類)</p> <p>第 4 条 条例第 3 条第 3 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>【廃止】</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第 5 条～様式第 15 号 (略)</p>